

下水道をご利用中の方で、 トイレ、お風呂や台所等がつまったら・・・？

トイレ、お風呂や台所等がつまったら時は、各場合に合った対処方法があります。

但し、各作業の見積もりや施工費用については、「お客様の全額自己負担」となります。



1. 下記一覧表の情報は、指定工事店がつまり・修繕の対応を必ず保証するものではありません。すぐに対応できない場合もあります。
(指定工事店もほかの工事に携わっていることがあるため)
2. なるべく複数者から見積書を取り、内容や費用について検討してください。
※見積もりが有料の場合もありますので、事前にご確認ください。
3. つまりや修繕工事を依頼する前に、施工内容について説明を受けてください。

① 戸建て住宅の場合・・・排水設備指定工事店登録業者が対応します。

指定工事店の電話番号や所在地についてお知りになりたい方は、以下を（個別に要問合せ）。

[宇部市排水設備指定工事店一覧は、こちらへ](#)

個別メーカー品仕様の場合、対応できない場合がありますので、ご注意ください。

	電話番号	対応時間
宇部管工事協同組合 <small>うべかんこうじきょうどうくみあい</small>	62-5695	8:00から17:00まで (月曜日～金曜日対応しています。)

※ 上記時間外には、宇部市上下水道局(電話21-2171)へ連絡をお願いします。

② 借家等を含む民間アパートやマンションの場合

・・・大家さんや管理組合様が契約しておられる業者へ連絡をお願いします。

③ 市営住宅の場合・・・指定管理業者アジアJV(37-0211)へ連絡をお願いします！

(注：市営住宅にお住まいの方専用番号です。)

◎上下水道局では宅地内のつまり及び修繕は行っておりません。

ご注意)

下水道の管は、ご利用の方すべてが1つの管でつながっています。ご自分で修理をされたり、改造をされたりすると、故障等まねく原因となりますので、[修理・修繕等は、排水設備指定工事店へご依頼されますようお願いいたします。](#)

合併浄化槽をご利用中の方は、以上の内容は該当しませんので、維持管理を依頼されている会社の方へご相談をしていただけますよう、お願いします。

担当課	給排水課
	排水設備指導係
電話	21-2185